

労審発第 1313 号

令和 3 年 7 月 27 日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和 3 年 7 月 27 日付け発職 0727 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問の  
あつた「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審  
議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年7月27日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 山川 隆一

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年7月27日付け厚生労働省発職0727第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

- 1 厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。
- 2 労働者代表委員及び使用者代表委員から、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置について、現在のペースが9月末まで続ければ今年度までに確保された予算を使い切るおそれもあるところ、こうした状況においては、本来、収入確保策と同時に特例措置の取扱いを議論するべきである、その際、本特例措置は感染症対策としての性格が強いものであることから、一般財源の投入を強化すべきである、との意見があった。